監事監査報告書

監查報告

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「法人」という。)の令和3事業年度(令和3年4月1日~令和4年3月31日)の業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類(案)、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書)及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

Ⅰ 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門 その他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の 環境の整備に努めるとともに、特に内部統制システムの状況を重点監査項目として 設定し、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び農林水産大臣に提出する書類を調査した。また、役員(監事を除く。以下「役員」という。)の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制 (財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。)について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)並びに事業報告書(会計に関する部分)について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

Ⅱ 監査の結果

1 法人の業務の実施状況についての意見

法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、令和3年度目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されたものと認める。

特に「ダイバーシティ経営」の推進を図り、Web 会議システムやリモートワーク環境の整備、新たな在宅制度や休暇制度の創設、等の勤務制度の充実、次世代育成支援行動計画や女性活躍の推進、等の取組みが業務達成に寄与したものと認める。

2 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、 内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項 は認められない。

- 3 法人の役員の職務の執行についての意見 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認め られない。
- 4 財務諸表等についての意見 会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。
- 5 事業報告書についての意見 事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。
- Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた 監査事項についての意見

法人は閣議決定において定められた監査事項について、取組を実施しているものと認める。

令和4年6月9日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

監事(非常勤)月尼台区夕余己